

平成16年10月

警察庁交通局

運転免許試験に係る事務の民間開放について

1 免許関係事務の委託の制限に関する法令の規定について

道路交通法第108条及び道路交通法施行令第40条の3の規定により、免許関係事務のうち、免許の取消し等に係る事務は委託できない。

また、道路交通法施行規則第31条の4の2の規定により、免許関係事務の委託先は、「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人」に限定されている。

2 運転免許試験に係る事務の更なる民間開放について

運転免許試験の実施は、法令上委託が可能であることから、学科試験の実施についても委託可能な事務は委託することが望ましい旨を明記した文書を発出し、都道府県警察を指導することとする。

3 免許関係事務の委託先の拡大について

「免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人」であれば、委託先とすることに問題はないことから、免許関係事務の委託契約については、可能な限り一般競争入札を行うことが望ましいことを明記した文書を発出し、都道府県警察を指導することとする。